

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

いつかためになる

# 法律知識

Vol.6

## 要介護者等の増額と総括基準



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹  
(所属：第二東京弁護士会)

避難生活を強いられている要介護者等について、原発事故による精神損害の賠償金が増額になりました。

手帳や介護保険被保険者証を紛失した場合や、対象となる方が原発事故後にお亡くなりになった場合など、書類がお手元がない場合でも東電が認定履歴の開示を代理してくれますので請求書の取り寄せをしましょう。

手帳や介護保険被保険者証を取得していない方でも、同等の状態にあることを明らかにすることができれば同様に増額となります。例えば、障害年金の受給を証する書類でも対応してくれるようです。

さて、今回の増額は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）総括委員会が策定した総括基準（「精神的損害の増額事由等について」）に関係するものです。総括基準は、文部科学省のホームページで公表されていますし、ADRセンターでも教えてもらえますが、今回は多くの方に関係する基本的な部分についてお伝えします。

**Q** 総括基準とは何ですか。

**A** 総括基準とは、多くの方に共通する原発賠償の問題点について、ADRセンターが和解仲介の基準を公表したものです。現在、基準12まで策定されています。総括基準が策定されている事項であれば、申立をする前に結果をある程度予想することができるので、申立をするかどうかの判断基準の一つになります。

**Q** どのような理由があれば精神的損害が増額になりますか。

**A** 「基準2 精神的損害の増額事由等について」で

賠償そのものについての基準だけでなく、弁護士に依頼して申立てをした場合に東電に請求できる弁護士費用の目安を定めた「基準6 弁護士費用について」や、直接請求における東電回答額を下回る和解案を提示しないと明言した「基準10 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて」など、手続面の基準も策定されています。

は、後記の理由があり、「かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合」に増額することができるとしています。

後記の①②④は今回の要介護者等増額の対象になっています。しかし、今回の増額は全員一律最低限の増額基準なので、事情によってさらに増額を求めることもできません。今回の増額の上限を超える増額が認められた和解事例も公表されています。

また、後記の理由は多くの方に共通する増額事由を例示したものですので、これ以外にも精神的苦痛が通常より大きい場合には増額が認められることがあります。

## 相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター  
TEL 024(533)7770  
\*受付窓口  
(平日 10時～15時)

■震災法テラスダイヤル  
TEL 0120(078309)  
\*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係  
TEL 0243(62)0167

- ① 要介護状態にあること
- ② 身体または精神の障害があること
- ③ 重度または中程度の持病があること
- ④ 前記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ⑤ 懐妊中であること
- ⑥ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ⑦ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ⑧ 避難所の移動回数が多かったこと
- ⑨ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、前記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと